

# TAX NEWS LETTER

2026  
1

## TOPICS

1. 高齢者医療費、窓口負担「3割」へ
2. 最高裁 保険金請求権「相続財産に含まれる」
3. 国税庁をかたった不審なメール・ショートメッセージに注意！
4. 税務カレンダー（2026年2月の税務）

### 高齢者医療費、窓口負担「3割」へ

厚生労働省は社会保障審議会医療保険部会の会合で、70歳以上の高齢者が医療機関の窓口で支払う医療費の負担について、現役世代と同じ3割とする対象者の拡大に向けた基準の見直しを議題として示しました。自民党と日本維新の会は連立政権の合意書で、医療費の窓口負担について「年齢によらない真に公平な応能負担の実現」と明記。これを受けて、厚労省では部会での議論を本格化させ、年末までに方向性をまとめたい考えです。

現行の窓口負担は、原則として70歳～74歳が2割、75歳以上の後期高齢者は1割となっていますが、70歳以上であっても現役並みの所得があれば3割を負担しています。75歳以上では課税所得が145万円以上で、年収が単身世帯で383万円以上、複数人世帯で520万円以上を基準としています。

社会保障審議会の医療保険部会では、厚労省から3割負担とする高齢者の基準の見直しを含め、医療費負担のあり方が議題として示されました。2023年に閣議決定した医療保険の改革工程では、高齢者の3割負担対象者の見直しを28年度までに検討するとしていましたが、これを前倒して開始するかたち。現役世代の保険料負担が増していることから、政府では高齢者も含めた「全世代、で社会保障制度を支え合うかたちに見直していく方

針。

維新は参院選で、現役世代1人当たりの社会保険料を年間で6万円引き下げる主張し、選挙公約には高齢者の窓口負担を原則3割に見直すことも盛り込みました。自民党の総裁選では、支払い能力のある高齢者の負担割合を増やす「応能負担」の強化を求める意見が、ほとんどの候補者から出ていました。

部会では、1人当たりの医療費は高齢者ほど高くなる傾向にあるのに対し、自己負担額は低く抑えられているとするデータや、後期高齢者の給与所得や金融所得が増えていることを示す資料などが厚労省から示されました。厚労省では市販薬と効能が似たOTC類似薬（処方箋なしで購入可能な医薬品）への公的医療保険の適用見直しなども含め、年末までに医療保険制度のあり方について一定の結論を出す見通しです。

<情報提供：エヌピー通信社>



神田広美  
税理士・社会保険労務士事務所

〒963-0551

福島県郡山市喜久田町字四十坦5番地の290

TEL 024-973-5576 FAX 024-973-5576

<https://kanda-taxsr.jp>

## 最高裁 保険金請求権「相続財産に含まれる」

自動車の自損事故で死亡した男性が加入していた人身傷害補償保険金の請求権が、相続財産に含まれるか否かが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷はこのほど、「相続財産に含まれる」とする判断を示し、火災保険会社側の上告を棄却。同社に約2200万円の支払いを命じた一審判決と、それを支持した二審判決が確定しました。裁判官5人の全員一致による結論。

判決などによると、建設会社の代表取締役だった男性は2019年に総合自動車保険を契約。男性（被保険者）は保険契約中の20年1月、被保険車両を運転中に自損事故を起こして死亡しましたが、男性の子らがいずれも相続放棄したため、男性の母親が単独で遺産相続しました。

母親は保険金を請求しましたが、契約では保険金請求権者について「被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とする」と規定していたため、損保側は「死亡保険金の請求権は、被保険者の第1順位の法定相続人である（男性の）子らに原始的に帰属し、被保険者の相続財産には属しな

い」などと主張。「請求権は、男性の相続財産には含まれない」として、母親の求めに応じていませんでした。

母親は、相続人として保険金3千万円の支払いを求めて提訴。しかし一審係属中の22年9月に死亡しました。このため男性の兄ら2人が各1500万円の請求権を承継し、母親の裁判を引き継いでいました。

最高裁第1小法廷は、「保険金は被った損害によって生じた不足分への支払いが目的」だと指摘したうえで、「保険金の請求権は被保険者に発生し、相続財産に属すると解するのが相当」と結論付け、「請求権は相続財産に含まれる」との判断を示しました。今後、同様の商品を取り扱う損保各社の保険金支払い判断にも影響を及ぼす可能性がありそうです。

<情報提供：エヌピー通信社>

## 国税庁をかたった不審なメール・ショートメッセージに注意！

国税庁がショートメッセージやメールにより国税の納付を求めることがや差押えを予告することはありません。不審なメール等に記載されたURLへのアクセスや支払いなどはしないようご注意ください。

### 2026年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月2日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告  
<消費税・地方消費税>
- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○前年分贈与税の申告（申告期間：2月2日から3月16日まで）

○前年分所得税の確定申告（申告期間：2月16日から3月16日まで）

○固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付（2月中において市町村の条例で定める日）



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、月 日（ ）時 分の予定です。  
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。